

限度額適用・標準負担額減額認定証に関するQ&A

Q ▶▶ 限度額適用認定証は誰でも申請できますか。

A ▶▶ 土浦市国保加入者であればどなたでも申請できます。

ご年齢が70歳以上の場合、認定証が不要となる方も一部いらっしゃいますので、限度額区分表を参照いただくか、事前にお問い合わせください。

なお、社会保険や後期高齢者医療保険加入の方は、それぞれの健康保険組合にて手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

Q ▶▶ 限度額適用認定証の申請にあたって条件はありますか。

A ▶▶ 所得に応じて限度額区分を判定するため、世帯全員の所得の申告が必須となります。

なお、ご年齢が70歳未満の場合、国民健康保険税に滞納があると交付できませんのであらかじめご了承ください。

Q ▶▶ 限度額適用認定証を申請した場合、交付にはどのくらいかかりますか。

A ▶▶ 本庁舎窓口での申請であれば、基本的には即日交付となります。

各支所・出張所や郵送での申請の場合、住民登録地へ郵送となりますが、申請を受理してから1週間程度かかります。

Q ▶▶ 限度額適用認定証の適用開始日はいつですか。

A ▶▶ 適用開始日は「申請日の属する月の1日」です。

ただし、途中で国保に加入された方に関しては、「資格取得日（加入日）」からとなります。

Q ▶▶ 限度額適用認定証の有効期限はいつですか。

A ▶▶ 有効期限は適用開始日以降、最初の7月31日までです。

ただし、年度内に70歳を迎える方については、誕生月の末日（1日生まれの方は誕生日前月末日）までとなります。

Q ▶▶ 限度額適用認定証の期限が切れてしまいました。どうしたらよいですか。

A ▶▶ 引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となります。

Q ▶▶ 限度額適用認定証が失効した後の更新申請はいつからできますか。

A ▶▶ 失効の翌月以降に申請可能となります。

ただし、毎年8月の年度更新時については、窓口混雑が予想されるため、例外的に「7月1日以降の開庁日」から申請を受け付けています（7月第1週～第3週の申請の場合、7月中に住民登録地へ郵送します。7月第4週以降の申請の場合であれば、各支所・出張所や郵送での申請の場合を除き、即日交付が可能です）。

Q ▶▶ 医療機関等にて限度額適用認定証を提示できなかった場合、どうなりますか。

A ▶▶ 医療機関等の窓口では、請求のあった金額（医療費の2～3割）をお支払いいただきますが、自己負担限度額を超えた部分がある場合には、後日、高額療養費のご案内を送付します。

なお、ご案内をお送りするまで、診療を受けた月から6か月ほどお時間をいただきますのでご了承ください。

Q ▶▶ 医療機関等をマイナンバー保険証で受診する場合、申請は必要ですか。

A ▶▶ マイナンバーカードと保険証を紐づけている方であれば、原則、申請は不要となります。

ただし、世帯全員が所得申告をしていること、国民健康保険税に滞納がないことが条件となります。